

受信形態別の周知・働きかけの方法と費用負担のイメージ

	受信形態				
	戸建て住宅(直接受信)	集合住宅共聴施設	受信障害対策共聴施設	辺地共聴施設	ケーブルテレビ
世帯数 (施設数)	2,000万世帯程度	約770万世帯 (約52万棟)	約650万世帯 (約5万施設)	約140万世帯 (約2万施設)	約2,194万世帯
施設のデジタル化	宅内改修(アンテナ、ブースター、分配器、ケーブル等の交換)が必要な場合がある。	共聴施設改修(アンテナ、ブースター、分配器、ケーブル等の交換)が必要な場合があり、改修の際には、改修工事の他、各共聴施設毎に下欄のような対応等が必要になる。 また、施設の規模により、デジタル放送の再送信同意の申請が必要な場合がある。			地上デジタルテレビ放送の再送信サービスへの加入(STBレンタル等)が必要な場合がある。
		分譲集合住宅の場合には、住民管理組合等においてデジタル化改修の合意が必要。	改修方法の決定(デジタル化改修、個別受信等の選択)が必要。 受信障害の原因物所有者と住民との改修費用の負担調整が必要。	改修方法の決定(有線共聴のデジタル化改修、無線共聴新設等の選択)が必要。 既存のアナログ受信点でデジタル電波を受信できない場合は受信点移設が必要。	
周知・働きかけ	放送事業者のスポット・テレビ番組、総務省・Dpa のパンフレット、地方公共団体の広報誌、Dpa の「地デジキャラバン」等を通じて周知。				
		国が業界団体等と連携して施設設置者等に対し周知。	国が業界団体等と連携して施設設置者等に対し周知。	NHK 共聴は、NHK が地元共聴組合に対し周知。 自主共聴は、国が地方公共団体等と連携して施設設置者等に対し周知。	ケーブルテレビ事業者が加入者等に対し周知。
費用負担の基本的考え方	自己負担。	集合住宅の建物内改修は所有者負担。	受信障害が解消した場合は、左記「戸建て住宅」又は「集合住宅」と同じ。 受信障害が解消されない場合の共聴施設改修の費用負担は、原因物所有者と視聴者の間で協議(その際の基本的考え方を総務省が提示(2006年11月))。	NHK 共聴は、NHK と視聴者等で費用負担。 自主共聴は、施設の設置管理者(自治体又は共聴組合)負担。視聴者負担が著しく過重となる場合は国が経費の一部を補助。	利用料等として視聴者が負担。 一定の要件を満たすケーブル敷設等について、ケーブルテレビ事業者に対して国が補助。
目標		2010年3月までに、対応率85%	2010年3月までに、対応率50%	2010年3月までに、対応率64%	2009年9月末までに、全国のケーブルテレビ加入世帯のうち2,240万世帯で地上デジタル放送を視聴可能とする。

(注1) 各家庭内でデジタル放送視聴に必要な機器(デジタルテレビ等)は自己負担であるが、上表では省略している。

(注2) 都市受信障害対策共聴施設や辺地共聴施設等で受信している世帯でも、宅内改修が必要な場合があるが、上表では省略している。

(注3) 世帯数については、「ケーブルテレビ」により受信している「集合住宅」があるなど、重複がある。なお、「戸建て住宅(直接受信)」の世帯数は推計値である。